

令和2年第3回仁淀川町議会臨時会付議事件

(付議事件)

1. 報告第2号 専決処分の報告について（令和元年度地方創生道整備推進交付金事業町道寺村大板線改良工事）
2. 報告第3号 専決処分の報告について（仁淀川町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）
3. 報告第4号 専決処分の報告について（仁淀川町介護保険条例の一部を改正する条例）
4. 報告第5号 専決処分の報告について（仁淀川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
5. 報告第6号 専決処分の報告について（仁淀川町税条例等の一部を改正する条例）
6. 報告第7号 専決処分の報告について（令和元年度仁淀川町一般会計補正予算（第6号））
7. 報告第8号 専決処分の報告について（令和元年度仁淀川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号））
8. 報告第9号 専決処分の報告について（令和元年度仁淀川町国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定補正予算（第3号））
9. 報告第10号 専決処分の報告について（令和元年度仁淀川町介護保険特別会計補正予算（第3号））
10. 報告第11号 専決処分の報告について（令和2年度仁淀川町一般会計補正予算（第1号））
11. 議案第35号 仁淀川町税条例の一部を改正する条例について
12. 議案第36号 令和2年度仁淀川町一般会計補正予算（第2号）について

令和2年第3回仁淀川町議会臨時会会議録（第1号）

令和2年5月15日（金曜日）

10時00分開会

11時48分閉会

出席議員（10名）

1番議員	竹本文直	2番議員	西森常晴
3番	岡田良成	4番	片岡智準
5番	大野弘	6番	西森久雄
7番	野村安夫	8番	左京憲昌
9番	藤崎源彦	10番	若藤敏久

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町長	大石弘秋	副町長	片岡廣秋
教育長	竹本雅浩	総務課長	片岡晴彦
企画課長	古味仁志	税務課長	片岡博
町民課長	津野彰	保健福祉課長	片岡明德
産業建設課長	片岡伸二	会計管理者兼出納室長	下久保幹夫
教育次長	古味実	仁淀総合支所長兼住民福祉課長	坪内武則
池川総合支所長兼住民福祉課長	大原正人	仁淀地域振興課長	神岡孝司
池川地域振興課長	大原成彦		

職務のため議場に参加した事務局職員

議会事務局長	黒川一彦	書記	西村美智
--------	------	----	------

午前10時00分 開会

○議長 おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第3回仁淀川町議会臨時会を開会します。

直ちに会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番、片岡智準君、5番、大野弘君を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日とすることにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定をいたしました。

ここで、招集者の挨拶を求めます。大石町長。

○町長 おはようございます。本日は、臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る4月7日、新型コロナウイルス感染症の急速な拡大を踏まえ、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が7都府県に発令され、4月16日には対象地域が全国に拡大されました。当初5月6日までとしていた期限は、感染症の終息が見えず、5月4日に5月31日までの延長が発表されました。そのような中、昨日、本県を含む39県の緊急事態宣言が解除されたところでございますが、今後におきましても、気を緩めることなく感染予防対策を継続する必要があります。

これまで、町内では、町民の皆さんのご理解とご協力により、新型コロナウイルスの感染は発生しておらず、県内における感染拡大もかなり抑制できているものと感じております。この場をお借りして町民の皆様に御礼申し上げます。また、飲食店などの事業者の皆様にも、時間短縮の要請などにご協力をいただいたことに厚く御礼申し上げます。

今後におきましても、決して気を緩めることなく、他県との往来の自粛や、接待を伴う飲食店、クラスターの発生した場所への出入りの自粛、イベントの開催などの自粛に引き続きご協力いただき、マスクの着用や手洗い、手指の消毒、換気や、人と人との距離を保つことなど、感染対策を講じていただくようお願いいたします。

町といたしましても、新型コロナウイルス感染症への対策として、4月20日に不織布マスクの購入費や感染症に早期に対応するための予備費の補正予算を専決させていただいており、さらに本日の議会臨時会に、感染症対策に係る予算を提案しております。また、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方税法等の改正に伴う税条例の一部改正議案も提案させていただきました。そのほか、専決処分の報告と併せ、提案理由につきましては、副町長よりご説明申し上げますので、ご審議の上、適切にご決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、本町の林業事業と関わりの深い株式会社モリチップ様から、不織布マスク5,000枚をご寄附いただきましたことに衷心より感謝を申し上げ、感染症予防対策に活用させていただくことをご報告申し上げます、開会の挨拶といたします。

○議長 以上で町長の挨拶を終わります。

議案の上程を行います。

日程第3、報告第2号、専決処分の報告についてから日程第14、議案第36号、令和2年度仁淀川町一般会計補正予算（第2号）についてまで、一括上程したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。

議案等はお手元に配付のとおりです。ご確認を願います。

日程第15、執行部に提案理由の説明を求めます。報告第2号から議案第36号まで一括して、片岡副町長。

暫時休憩します。

午前10時07分 休憩

午前10時07分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○副町長 おはようございます。それでは、今議会に提出しております報告並びに議案につきまして、順次ご説明申し上げます。

まず、議案書1ページ、報告第2号からご説明申し上げます。

報告第2号、専決処分の報告について。

下記工事の請負契約について専決処分したので、地方自治法第180条の規定により、議会に報告する。

記

1. 契約の目的 令和元年度 地方創生道整備推進交付金事業 町道寺村大板線  
改良工事
2. 変更前の契約金額 5,438万7,300円  
変更後の契約金額 5,519万9,100円
3. 契約の相手方 住 所 吾川郡仁淀川町寺村1837  
氏 名 有限会社大谷組  
代表取締役 尾崎充明
4. 変更年月日 令和2年3月9日

令和2年5月15日提出、仁淀川町長大石弘秋

この報告案件は、議会の議決に付さなければならない予定価格5,000万円以上の工事請負契約において、500万円以内の変更契約であったため、専決処分をしたので議会に報告するもので、当該工事の大型ブロック積み擁壁の面積増等に伴い、契約金額が81万1,800円の増となったものでございます。

なお、当該工事は本年3月20日に完成しております。

議案書2ページをお開きください。

報告第3号、専決処分の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

1. 事件名 仁淀川町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する  
条例
2. 専決処分した日 令和2年3月31日

令和2年5月15日提出、仁淀川町長大石弘秋

この条例改正は、過疎地域自立促進特別措置法の改正に伴い、議案書3ページから4ページのとおり、本条例の一部を改正するもので、固定資産税の課税免除の延長等の改正となっております。

なお、この条例は本年3月31日に施行しております。

続きまして、議案書の5ページをお願いします。

報告第4号、専決処分の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

1. 事件名 仁淀川町介護保険条例の一部を改正する条例
  2. 専決処分した日 令和2年3月31日
- 令和2年5月15日提出、仁淀川町長大石弘秋

この条例改正は、介護保険法施行令の改正に伴い、議案書の6ページのとおり、本条例の一部を改正するもので、昨年10月の消費税率の引上げに伴う第1号被保険者の減額賦課について、減額幅を拡大して保険料軽減を図る改正となっております。

なお、この条例は本年4月1日に施行しております。

続きまして、報告第5号をお願いします。

報告第5号、専決処分の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

1. 事件名 仁淀川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
  2. 専決処分した日 令和2年3月31日
- 令和2年5月15日提出、仁淀川町長大石弘秋

この条例改正は、地方税法等の改正に伴い、議案書8ページのとおり、本条例の一部を改正するもので、課税限度額の引上げ及び軽減判定基準の5割軽減及び2割軽減の基準の拡大等となっております。

なお、この条例は本年4月1日に施行しております。

続きまして、議案書9ページをお願いします。

報告第6号、専決処分の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

1. 事件名 仁淀川町税条例等の一部を改正する条例
  2. 専決処分した日 令和2年3月31日
- 令和2年5月15日提出、仁淀川町長大石弘秋

この条例改正は、地方税法等の改正に伴い、議案書の10ページから21ページのとおり、本条例の一部を改正するもので、所有者不明の土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するための措置等の改正を行っております。

この条例は本年4月1日に施行しております。

続きまして、議案書の22ページをお願いします。

報告第7号、専決処分の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

#### 記

1. 事件名 令和元年度仁淀川町一般会計補正予算（第6号）

2. 専決処分した日 令和2年3月31日

令和2年5月15日提出、仁淀川町長大石弘秋

別添の令和元年度仁淀川町一般会計補正予算書（第6号）の1ページをお開きください。

令和元年度仁淀川町一般会計補正予算（第6号）。

令和元年度仁淀川町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,027万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億7,720万3,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正。第2条、繰越明許費の変更は、第2表繰越明許費補正による。

債務負担行為の補正。第3条、債務負担行為の変更は、第3表債務負担行為補正による。

地方債の補正。第4条、地方債の変更は、第4表地方債補正による。

令和2年3月31日専決、仁淀川町長大石弘秋

まず、歳入でございますが、詳細は13ページから32ページをご参照ください。

歳入は、町税や地方交付税等、一般財源の歳入額の確定に伴う補正のほか、各種事業の事業費確定等に伴う国・県支出金、繰入金、町債など、特定財源の確定による補正でございます。

歳出でございますが、詳細は33ページから43ページをご参照ください。

歳出につきましても、各事業費の確定、財源調整による補正を行っております。

次に、予算書7ページに戻って、第2表繰越明許費補正をご覧ください。

これは、安居溪谷公衆トイレ受水槽設置工事ほか1件につきまして、資材の納入に遅れが生じたため、繰越しが必要となったことにより補正を行っております。

続きまして、8ページの債務負担行為補正をお開きください。

これは、大崎診療所建替工事設計監理委託業務に係る直診会計への繰出金について、当初令和3年度と見込んでおりました工事の工期が令和4年度となったため、債務負担行為の期間を令和4年度までとし、債務負担行為を起し直すものでございます。

続きまして、議案書の23ページにお戻りください。

報告第8号、専決処分の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

#### 記

1. 事件名 令和元年度仁淀川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

2. 専決処分した日 令和2年3月31日

令和2年5月15日提出、仁淀川町長大石弘秋

別添の令和元年度仁淀川町特別会計補正予算書（国民健康保険）（第2号）の1ページをお開きください。

令和元年度仁淀川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,640万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,424万1,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和2年3月31日専決、仁淀川町長大石弘秋

歳入につきましては、国保税の見込み調整による補正、また、繰入金は確定及び調整による補正となっております。

歳出につきましては、13ページにございますが、特別調整交付金の決定による直診会計繰出の1,630万2,000円の補正等となっております。

以上でございます。

議案書に戻って、24ページをお願いいたします。

報告第9号、専決処分の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の

規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

1. 事件名 令和元年度仁淀川町国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定  
補正予算（第3号）

2. 専決処分した日 令和2年3月31日

令和2年5月15日提出、仁淀川町長大石弘秋

別添の令和元年度特別会計補正予算書（直診大崎診療所勘定）（第3号）の1ページをお開きください。

令和元年度仁淀川町国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定補正予算（第3号）。

令和元年度仁淀川町の国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の変更は、第2表債務負担行為補正による。  
令和2年3月31日専決、仁淀川町長大石弘秋

歳入歳出の詳細は5ページから8ページをご参照ください。

今回の補正は、特別調整交付金、僻地診療所運営補助分として、国保会計から事業勘定繰入金1,630万2,000円の補正などで、これに伴う一般会計繰入金を1,531万8,000円の減額補正、その他診療報酬の見込みによる補正となっております。

続きまして、予算書の3ページ、債務負担行為補正をお開きください。

これも先ほどご説明申し上げました一般会計と同様、大崎診療所建替工事の工期が令和4年度となったため、債務負担行為を起し直すものでございます。

以上でございます。

議案書に戻って、25ページをお開きください。

報告第10号、専決処分の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

1. 事件名 令和元年度仁淀川町介護保険特別会計補正予算（第3号）

2. 専決処分した日 令和2年3月31日

令和2年5月15日提出、仁淀川町長大石弘秋

別添の令和元年度仁淀川町特別会計補正予算書（介護保険）（第3号）の1ページをお開きください。

令和元年度仁淀川町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

令和元年度仁淀川町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和2年3月31日専決、仁淀川町長大石弘秋

本補正予算は歳入のみの補正で、詳細は4ページから8ページをご参照ください。

主な補正は、納付義務者の減等による介護保険料506万円の減額補正、保険者機能強化推進交付金164万円の補正、その他補助金等の確定による補正となっております。

以上でございます。

議案書に戻って、26ページをお願いいたします。

報告第11号、専決処分の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

#### 記

1. 事件名 令和2年度仁淀川町一般会計補正予算（第1号）
2. 専決処分した日 令和2年4月20日

令和2年5月15日提出、仁淀川町長大石弘秋

別添の令和2年度仁淀川町一般会計補正予算書（第1号）の1ページをお開きください。

令和2年度仁淀川町一般会計補正予算（第1号）。

令和2年度仁淀川町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億7,184万2,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和2年4月20日専決、仁淀川町長大石弘秋

この補正予算は緊急に新型コロナウイルス感染防止対策予算を確保するために専決した

ものでございます。

まず、歳入は6ページをご参照ください。

補正予算の財源として、財政調整基金繰入金3,400万円を補正しております。

次に、歳出でございますが、7ページ、8ページをご参照ください。

7ページの2款総務費、1項一般管理費は、新型コロナウイルス感染防止用の不織布マスクを確保するために、消耗品費1,400万円を補正しております。

続きまして、8ページ、13款予備費でございますが、新型コロナウイルス対策として、急を要するものに対応するために2,000万円を補正しております。

なお、現在までに、この予備費により、町民への布マスク配付や特別定額給付金の支給準備等を行っております。

以上の結果、歳入歳出の補正額は3,400万円の補正、補正後の合計は71億7,184万2,000円となっております。

議案書に戻って、27ページをお開きください。

議案第35号、仁淀川町税条例の一部を改正する条例について。

仁淀川町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和2年5月15日提出、仁淀川町長大石弘秋

この条例改正は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して行われた地方税法等の改正を受け、議案書28ページ、29ページのとおり、本条例の一部を改正するもので、本年9月30日までとされていた軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減措置の適用期間を令和3年3月31日まで延長するなどの改正を行っております。

なお、施行は公布の日からとしております。

続きまして、議案書30ページをお開きください。

議案第36号、令和2年度仁淀川町一般会計補正予算（第2号）について。

令和2年度仁淀川町一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和2年5月15日提出、仁淀川町長大石弘秋

別添の令和2年度仁淀川町一般会計補正予算書（第2号）の1ページをお開きください。

令和2年度仁淀川町一般会計補正予算（第2号）。

令和2年度仁淀川町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億8,092万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億5,276万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和2年5月15日提出、仁淀川町長大石弘秋

今回の補正予算も全て新型コロナウイルス感染症対応のためのものでございます。

まず、歳入についてご説明を申し上げます。

詳細は6ページ、7ページをご参照ください。

6ページ、14款の国庫支出金は、特別定額給付金給付事業費補助金5億2,309万1,000円の補正、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金385万8,000円の補正、感染症対応地方創生臨時交付金6,358万3,000円の補正でございます。

7ページ、18款の繰入金は、財源調整のため、財政調整基金繰入金960万7,000円を減額しております。

次に、歳出でございますが、詳細は8ページをご参照ください。

3節職員手当等、10節需用費、11節役務費には、通信運搬費236万円のほか、新型コロナウイルス対策費の事務経費を計上しております。

17節備品購入費には、小中学校等への次亜塩素酸空気清浄機の購入費1,125万1,000円を補正しております。

18節負担金、補助及び交付金の高知県休業等要請協力負担金230万円は、県の休業等要請協力金の町の負担分の補正でございます。商工会補助金3,428万2,000円は、全町民及び医療従事者等へ地域通貨券を配付するための補正でございます。特別定額給付金5億2,000万円は、町民1人当たり10万円の給付金を支給するための補正でございます。子育て世帯臨時特別給付金372万円は、児童手当受給世帯への子供1人当たり1万円の給付金を支給するための補正でございます。次の仁淀川町休業等要請協力補助金150万円は、県の休業等要請協力金の対象とならなかった飲食店等を支援するための補助金の補正でございます。次亜塩素酸空気清浄機設置事業補助金328万6,000円は、民間の医療機関等が行う次亜塩素酸空気清浄機設置事業に対する補助金の補正となっております。

以上の結果、歳入歳出の補正額は5億8,092万5,000円の補正、補正後の合計は77億5,276万7,000円となっております。

以上で私からの提出議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案の審議を行います。

日程第16、質疑を行います。

報告第2号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。大野君。

○5番 施工延長と、それから残り、あとどのくらいになるか教えていただきたいと思います。

○議長 産業建設課長。

○片岡産業建設課長 大野議員の質問にお答えいたします。

令和元年度施工延長が91mとなっております。本年度以降、計画全体で600mの予定でございましたが、本年を含めまして、440mの残延長となっております。ちなみに、令和2年度、85mを計画する予定となっております。

以上です。

○議長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第2号の質疑を終結いたします。

報告第3号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第3号の質疑を終結します。

報告第4号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第4号の質疑を終結します。

報告第5号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第5号の質疑を終結します。

報告第6号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。左京議員。

○8番 前にも質問したことがあるんですが、これで回答がなければ、後でまた質問させていただきたいんですが、町外へ出た方なんかがメインだったと思うんですが、町に寄附をすると。例えば山林とか、寄附をするというときに、町はノーサンキューという答えて、受け取らないということだったと思うんですが、今から山をやっ払いこうとすると、町が受け取らなければ、森林組合とか地域、要するに地区が受け取るような形ででも、こっち

へ残してもらいたいと思いますが、そういう取組はされませんか。

○議長 大石町長、答弁。

○町長 左京議員の質問にお答えをしたいと思います。

町民の皆さん方から、寄附をした場合に、町が受け取れんかということだと思っておりますが、以前にも申し上げました、公的に非常に重要なところについては、町も一定、そういったものを受けておりますが、ただ、個々に対応していくことはなかなか難しい面もございまして、それについてはいろんな方、山であれば森林組合なんかにも相談されてみてはどうですかとかいう指導はしておりますが、中には家、畑、土地、全て寄附したいとかいうふうな件もあるわけですが、町として個々に対応することはなかなか難しいわけございまして、やはり公的に重要な、あるいは必要なものについては、町も受入れをして、受けておりますけれども、なかなか全てに対応することは難しい状況でございますので、山の場合なんかは、先ほど話がございましたように、森林組合等にも紹介しながら、できるだけ町内の方に所有していただくようなこともしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 再質問。左京議員。

○8番 森林組合には既に紹介をしているということで理解してよろしいですね。

それで、あとは森林組合と、地区にも、区長にも相談したらどうですかというところも明確に広報してもらいたいと思いますが、いかがですか。

○議長 大石町長。

○町長 左京議員の再質問にお答えしたいと思います。山の場合なんかは、森林組合もちろんですし、本町には林産協同組合もございまして、そういった組合も通じながら、そういったところにも紹介もしながら、できるだけいきたいと思っておりますし、また区長さん等にもいろいろ、またご相談をさせていただいて、できるだけいい方向でいければと思っております。

○議長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第6号の質疑を終結します。

報告第7号についての質疑を許可します。質疑はございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第7号の質疑を終結します。

報告第8号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第8号の質疑を終結します。

報告第9号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第9号の質疑を終結します。

報告第10号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第10号の質疑を終結します。

報告第11号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。左京議員。

○8番 これは非常に取組が遅いんじゃないでしょうか。もうマスクも必要なくなるような時期になってから、マスクを大量に配られるということになりますが、もっとスピード感ある取組をお願いできたら素晴らしいんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 片岡総務課長。

○片岡総務課長 左京議員のご質問にお答えをいたします。

専決処分、これは4月20日に予算を専決させていただいております。緊急事態宣言が发出されてから、どういう状況かということで、マスクがないということで、マスクの購入という形を基本に、この専決予算の方を専決させていただきました。その時点ではマスクを購入できる会社があるということで、5月連休明けぐらいにはマスクの購入ができるというようなお話でしたが、やはり業者さん等の事情等により、不織布マスクが今月末、来週の末ぐらいに納品されるということになっております。

今後も感染症対策については引き続き行っていただく必要がございますので、町内の各世帯の方に配付させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長 左京議員。

○8番 配付するのも結構ですが、これは世帯に対して何枚という考え方ですか。政府は世帯に2枚ということでしたが、1人の世帯もおります。うちらでも8人、9人の世帯もありますが、人数が多い世帯では、それなりに対応を考えての配付でしょうか。

○議長 片岡総務課長。

○片岡総務課長 左京議員のご質問にお答えをいたします。

世帯について、その人数等については、緊急のことでございましたので、人数が多いの

で枚数を増やすとかいう検討はしておりません。このときに配付を検討しておりましたマスクは不織布マスク、結局、今、自分がしておるようなマスクで、1箱50枚入りのマスクがございます。その50枚入りのマスクを1世帯に1つ配付しようということで予算化させていただいております。50枚入りマスクを、現在4,000個発注して、それを世帯ごとに配付させていただこうというような予算で上げさせていただいております。

○議長 左京議員。

○8番 私が申し上げたように、人数を考慮して配付をしないと、結局、8人、9人の世帯では、50枚配ったって1人10枚しかない。それと1人世帯の人、ほとんど使わない人が結構多いはずですが、1人で50枚あるという、そういう無駄な配り方じゃなくて、人数に対してどうこうというぐらいの手厚い仕事はしてもらいたと思います、いかがですか。

○議長 片岡総務課長。

○片岡総務課長 左京議員のおっしゃられるとおりでございしますが、できるだけ早く配付したいということで、予算の方はこういう形で取らせていただいて、配付しております。納入次第、各世帯の方にすぐ配付させていただいて、取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、小学生とか、また別途に医療機関の方であるとかという部分については、別にまた配付をするように検討しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 4回目ですけど。

○8番 私は予算化のことを申し上げておるのではなくて、実際に配付の段階で何枚ある、人数は何人だから、頭割りすれば一人頭幾らということで配れるんじゃないかと思ひますし、それぞれの地区に区長さんがおいでで、区長さんのサイドで配付していただけるんじゃないかと思ひますので、そういう形も十分に考えてもらったら、よりすばらしいんじゃないかなと思ひます。

○議長 片岡総務課長。

○片岡総務課長 左京議員のご質問にお答えをいたします。

おっしゃられるとおりで、各地区の区長さんの方にご依頼して配付していただこうと思ひて、今、考えております。各地区にお配りしております広報とか、ああいう格好で考えておりますので、またその辺についても検討させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長 ほかに質疑はございせんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第11号の質疑を終結します。

議案第35号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第35号の質疑を終結します。

暫時休憩します。

午前10時50分 休憩

午前11時05分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第36号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。若藤議員。

○10番 負担金、補助及び交付金、特別定額給付金についてお伺いします。

これ、国会を通過して予算が確定したのが10日余り前だったと思うんですけど、テレビを見とったら、その日のうちに80代のおばあさんのところへ向いて、役場で持って行って給付、役場が立て替えて支払いをしておりましたが、うちの場合、どんなんかな思っで見とったら、来月になりそうだという話を聞いたんですけど、これ、何を今までしよったんかというのが第1点。ほんで、何でこれだけ遅れるのかということ。それ、10万円といえども、本当に首を長うして待ちゆう者がおるんですよ。そういった人のためのことを考えとったら、もっと早うにできとったはずなんじゃけど、なぜ来月までかかるのかということ。それが第1点。

それと、仁淀川町休業等要請協力金、これについて、国、県の査定にかからなかったところへ村独自でということなんですけど、これについて、もう少し詳しく説明をお願いしますか。

以上です。

○議長 津野町民課長。

○津野町民課長 若藤議員の特別定額給付金の交付についてのご質問にお答えします。

特別定額給付金を給付するために、本町では住民の皆様方に申請用紙を送る際に、空欄の申請用紙を送るのではなくて、申請される方が申請書に記載する内容をできるだけ簡便化して限定できる状態の申請書となるよう、準備させていただいております。具体的に申し上げますと、あらかじめ申請の情報対象となる世帯主の住所、氏名、生年月日、並びに給付対象者となる世帯員の名前や続柄、生年月日、給付金の合計金額などが既に印字され

たものを申請用紙として準備させていただきました。

先ほど説明しましたような申請用紙とするために、本町の住民情報システム中にあります住民基本台帳の世帯ごとのデータを抽出するためのシステム改修が必要となってまいります。4月21日の総務省による特別定額給付金に関する正式発表の直後から、システム改修に向けてベンダーで取り組んでいただいております。

このためのシステム改修が完了しましたのが5月12日火曜日でございます。約3,000世帯、5,200人分の申請用紙の印字、確認、封入などを完了しましたのが昨日の夜となっております。火曜日からは関係する職員が残業しながら、昨日も9時ぐらいまで対応しております。ベンダーの方には何度となくシステム改修を急いでもらうように要請をしておりましたが、先ほど申し上げましたような状況で、本来なら国の予算が成立した4月30日から一日も早く町民の皆様へ申請書をお届けしたかったのですが、結果として大変お待たせすることとなり、申し訳なく思っております。

昨日中に町での最終確認も終わり、本日中に郵便局に発送をかけたところでございます。週明けの18日月曜日には町民の皆様のお手元に申請用紙が届くように手配をさせていただいております。

18日に届きますと、申請用紙に給付金を希望する、希望しないのチェック欄がございます。そのところをチェックしなかった場合は、そのまま自動で給付の希望があると判断しまして、あとは世帯主の方が受給権者になりますので、世帯主の方の本人確認、免許証であるとか保険証、その写しをつけること、コピーをいただくことと、それと世帯主の方の、受給権者の口座情報、通帳であれば2枚目等のコピーをつけて、役場の窓口へ郵送して返送していただく。月曜日に送る申請書の入った封筒には返信用の封筒も入れておりますので、それで返信していただく。19日までにその申請書が届きまして、内容等に不備がない場合は、早い方で28日に第1回目の振込を行うようなスケジュールとなっております。

5月11日からはマイナンバーカードを利用したオンライン申請というのも既に始まっておりまして、13日の夜中の時点で、仁淀川町では22件、46名分の申請があっておりますが、12日までに申請を受け付けた43件につきましては、5月20日に第1回目の振込を予定しております。

以上です。

○議長 企画課長。

○古味企画課長 若藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

予算書の仁淀川町休業等要請協力金補助金のご質問でございますが、ご存じのように、高知県休業等要請協力の関係で、4月24日から5月6日まで休業要請がございました。高知県の休業要請に対しまして、その対象事業者が要請に対応しますと全額で30万円、それで県が20万円、町の負担金が10万円ということで、全額で30万円となっております。

この対象事業者と申しますのが、午後8時から翌午前5時まで営業しておりまして、併せて午後7時以降の酒類の提供を休止した業者になります。営業時間短縮または休業を行った事業者に対しての総額30万円の協力金の支給となっておりますが、仁淀川町では、全33事業所が時短や休業を行っております。そのうち、県の30万円の協力金の対象となる事業者が23事業所となっております。残り10事業所は昼間の事業所ということで、県の協力金の対象にはなりません、町といたしましても、昼間の開業をしております事業所に対しまして、1時間以上の時短とか、それから休業とかを行った事業所にも支援を行うべきではないかということになりまして、残り10事業所に対しまして一律15万円の時短及び休業に対する協力金を今回計上させていただいております。

以上でございます。

○議長 西森議員。

○2番 関連質問です。

昨日、佐川、越知へ電話しました。佐川町、越知町とも、12日に発送をしております。佐川にできて、越知にできて、なぜ仁淀川町がこのように遅れたのか、その理由を、今の答弁以外の理由で、課長でなくて構いませんから、お聞かせ願いたいと思います。

2点目。申請主義ですから、当然、自分の意思で10万円を申請しない人もいますけれども、中には十分に理解できなくて申請できない、特に本町にはそういう方が大勢いらっしゃるんじゃないかと思えます。余った金を仁淀川町が使えれば損はないんですが、余った金は国庫へ返還というふうに私は認識しておりますが、間違いはないですね。ならば、なるだけ大勢の方にこの10万円をいただいてもらいたい。そういう手当てはどのようにお考えになっているか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長 津野町民課長。

○津野町民課長 西森常晴議員の質問にお答えします。

佐川町とか越知町の発送された時期も把握しておりますが、佐川町並びに越知町は、先ほど私の答弁にありましたように、ベンダーの会社が違いまして、佐川町が申請用紙を発

送できるように印刷できたのが5月6日でございます。それで発送は5月13日、約7日間かかっております。越知町のシステムは5月7日に発送の準備ができております。5月15日に発送するとお聞きしております。うちも5月12日に何とかできまして、6日間で何とか、職員の努力によりまして、発送できる準備を整えさせていただきました。理由としましては、ベンダーの違いによる理由でございます。

それと、2点目のできるだけ給付金を受け取れるようにしたらどうかという、町はどういった措置を取るかというようなご質問の内容だったと思いますが、基本的に、ご自宅の方に申請書が送られます。そういった中で、町内に住所があっても、町内外の病院やグループホーム、療養型施設などに入院、入所されている単身世帯の方で、個人の意思疎通が取れない場合の方もおられます。こちらは現在居住されている場所の情報がないため、おのずと住民票の住所地に申請書が送られます。その方でも、世帯員にはおりませんが、例えば県外に子供さんとかがおった場合は、これは全国的な支援、給付金は情報として持っておられると思いますので、そちらの方が役場の方にお声をかけていただけたら対応したいと思っています。

それ以外に、ちなみに完全に単身世帯で、同様に町内外の療養型施設や病院、グループホームなどに入所されている方は親族の方がおりませんので、そういった方は、介護認定を受けている方につきましては、町の福祉課の方がその介護を受けている方の情報を把握しておりますので、福祉課と連携を取って、入所しているところの施設長の方に給付金についてのお話をさせていただいて、代理申請等も可能ですので、そういったことを対応してまいりたいと考えております。

また、町内の施設等にも今回、職員の方から、特養であるとかもございまして、精神障害の関係の施設もございまして。その方は、その施設に住所を有しておりますので、その住所を有して、世帯主でございまして。その施設にそういった申請用紙が18日に届きますので、直接、町民課の担当より、施設長の方に職員の方が代理でサポートするようにお願いするような手配は整えております。

以上でございます。

○議長 西森議員。

○2番 すみません、アナログ人間で、先ほどのベンダーとは意味が分からんのですが、正会で説明してもらえますでしょうか。

○議長 町民課長。

○津野町民課長 すみません、ベンダーという言葉を使いまして、分かりづらかったと思います。これは、仁淀川町の住民情報システムの中というのはコンピューターで管理させていただいちゃうんですが、そのシステムを構築した製造元、町の議員の中にもそちらの、元、その関係に携わった方もおられるので詳しいかと存じますが、そういった会社に、住民情報であるとか、自動車税であるとか、住民税とかの情報を一手にコンピューター処理できるようなシステムを組んでもらっています。そのシステムを改修していただくために依頼をかけたということになります。

以上でございます。

○議長 西森議員。

○2番 まだ分からんずつ、聞きよるんじゃけんど、佐川、越知が委託したところはしゅっと早うに間に合わせた、仁淀川町が委託しているところは佐川、越知より遅かったと、そういうふう認識してよろしいんですか。

○議長 町民課長。

○津野町民課長 結果としてそうなってしまったということでございます。

以上です。そのとおりになっております。

○議長 常晴議員。

○2番 根本的にこの時点で委託先を再考すべきじゃないですか、原因を調べて。佐川、越知の委託業者が優れていたんじゃないですか。左京さん、答弁したいやろうけんど。

どうぞ。

○議長 津野町民課長。

○津野町民課長 システム改修が遅くなって、町民の皆さんを大変お待たせすることになった結果として、大変申し訳なく思っております。

今回の特別定額給付金の改修はそういった結果ではございますが、そのほかのシステム等も全て関連しておりますので、一概に私がこれをどうあるべきかというのは、今お答えするのはなかなか難しいと思います。また庁内で検討させていただくということをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 若藤議員。

○10番 津野課長の答弁を聞いたら、聞きよったら、聞くばあ分からんなってくる。本当、聞きゃあ聞くばあ分からんなってきて、要は10万円を仁淀川町のより多く、1人でも

多くの人に受け取ってもらいたいというのと、早くしてもらいたいという、それだけの話。そこが何でいかんのかということをも単刀直入に言うてもろうたらええんでよね。分かるように答弁してよ。

○議長 津野町民課長。

○津野町民課長 若藤議員の再質問にお答えします。

郵送申請方式の申請用紙を出すためのシステム改修に時間を要したため、遅くなったというのが実際のところでございます。

以上でございます。

○議長 ほかに質疑はございませんか。

暫時休憩します。

午前11時24分 休憩

午前11時25分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

津野町民課長、答弁。

○津野町民課長 すみません、答弁抜かりがあつて申し訳ございません。

申請用紙に受け取らないとかいったチェックの項目もありますので、それをされた方には、本当にそうなのかというこちらからの問いかけは必ずさせていただきます。結果として、最終的に申請用紙が申請されなかった、申請書を受け取ってから3か月、8月17日になりますが、それで過ぎた場合には、現在、国からの概算金を8割程度、まずはいただいて、最終的には精算交付というのをいただきますので、その精算交付の段階で、今、全員の予算化を今回させていただいていますが、国からいただいたお金、必要ないものは返還するといった形になります。

以上でございます。

○議長 ほかに質疑はございませんか。藤崎議員。

○9番 協力負担金について、大分話が出たので、私が一番確認したかったのは、申請がなかった、届いてない方ですよ、例えば独居の高齢の方とか、なかなか申請が難しいと心配される方、それはやっぱり保健福祉課の方とかで大体把握しているので、一旦申請がないということで、また確認作業を一応するのかどうか、役場の方から、申請がない方に対して。

それを聞いたかったのと、それともう1点は、商工会の補助金の地域通貨券、これの特

徴といたしますか、前のプレミアムみたいな感じなのか、その辺をちょっと聞きたかったの  
で、答弁をお願いします。

○議長 古味企画課長。

○古味企画課長 藤崎議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回の新型コロナウイルス感染症の対策といたしまして、長期間にわたりコロナが流行  
しまして、住民生活に非常に支障を来しておるところを鑑みまして、今回、町内の  
住民全員に1人5,000円分の地域通貨券を給付することといたしました。

目的といたしましては、住民の生活を支援するとともに、町内での消費喚起を図るとい  
うところに重きを置いております。

町民に給付するに当たりまして、給付方法は全世帯へ郵送、これは簡易書留でございま  
すが、郵送で送らせていただきます。それで、住民基本台帳の基準日は6月1日付を計画  
しております。それで、今のスケジュールでいきますと、6月下旬までには各世帯主に、  
世帯の世帯員全員の通貨券を郵送するという手配になっております。使用期間は令和2年  
7月1日から12月31日までの半年間を考えております。

そのほかに、医療従事者等、医療機関、介護事業所、保育所等のコロナウイルスが流行  
している状況においても勤務を強いられている方々に対しても、支援の形で地域通貨券の  
給付を上乗せとして計画しております。

以上でございます。

○議長 津野町民課長、答弁。

○津野町民課長 今回の特別定額給付金は本来、全員の方が受け取る権利を持たれており  
ますので、保健福祉課の職員と連携をしまして、1か月程度は一気に窓口等が混み合うと  
思いますので、申請のなかった方にはお声がけをさせていただくようにしたいと考えてお  
ります。

以上です。

○議長 保健福祉課長、答弁。

○片岡保健福祉課長 藤崎議員の高齢者への確認作業についてお答えをさせていただきます  
です。

個人情報保護法というものがありますが、手続の順序にのっとなって町民課と情報共有を  
していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 再質問ありますか。藤崎議員。

○9番 これ、全般的に、医療関係者とか福祉施設とかの防護服とか、そういう予算面で必要なものというのは、十分に満たされているのであまり計上されていないというふうに考えていいんですか。

○議長 保健福祉課長、答弁。

○片岡保健福祉課長 藤崎議員の再質問にお答えをさせていただきます。

町は、国からのマスクが届かない状況で、介護施設とかにマスクとか消毒液を配付しております。この間も医療機関の方からマスクがないというようなこともありました。防護服の方は、連絡等は入っておりませんが、いろいろ申請等があれば、こちらで考えていきたいとは思っております。

マスクの件になりますが、医療機関から連絡がありまして、今現在、まだ3,000円程度の金額はしております。介護医療の取引先の間屋からのマスクの購入が十分でないという連絡もいただいておりますので、また何か不足があるようであれば、うちの方で、町長とも相談しまして、予備費でも対応をまた考えていきたいとは思っておりますので、ご理解のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 片岡智準議員。

○4番 若藤議員が聞かれたんですけども、要は仁淀川町の休業等協力補助金で、その対象が県のやっている酒類提供業者というように私は聞いたんですけども、そのうち、さらに23業者に対して、町として独自に15万円の支給をするというように聞きましたけども、酒類提供業者だけですか。

これ、今回のコロナの関係では、酒類提供業者だけじゃないんですよ。かなり、ほとんどの事業者が、まず人の行き来がないし、若藤議員は自分のことやき言わんかったんやけども、散髪の関係でも、正直言ったら私も2か月、久しぶりに、解除になったき行ってきました。やはりこの期間は皆が自粛してたはずなんですよ。

それだけじゃないです。酒類提供業者といいますけど、酒類を、これは恐らく店で飲ませている業者だけやと思うんですけども、お酒を販売しているところなんかも、やっぱりそれなりの影響を受けていると思ひます。だったら、この予算の中でもうちちょっと増額して、23の酒類提供業者じゃなくて、仁淀川町内の事業者、個人、そういったものの、大手の大きな会社、土木建築関係は見た目にもやっておりました。しかし、本当の個人の事業者に対しては、15万とは言わなくても、せめて10万でも、それを支給すると。若藤議員がコロナやけん俺はせんぞって言うてましたけど、電話がかかってきたら。やはりそういうよう

な感じになっているわけですよ。だから、そういったところへも手厚く、仁淀川町だけでも、せめてやっていただけたらなというふうに思いますので、町長、そこをお願いします。

○議長 大石町長。

○町長 片岡智準議員のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど企画課長の方からお話がありましたように、県が休業、あるいは営業時間の短縮を要請したところについて、一緒になって支援をしていこうということで、先ほど申し上げましたように23業者がございます。

それから、県が一応、今回要請したのは、酒類を伴うところはもちろん、飲食業はそうなのですが、特に飲食業は喫茶、食堂含めて全てに要請をしたわけでございますので、その中で、先ほど申し上げましたように、7時以降の酒類をしないというようなことも、あるいは休業していくとか、あるいは営業時間を短縮していくとか、そういったことで協力していただいたところへ支援をするわけでございますが、それが、県の要綱に沿うところが23事業者。そして、それに乗れないところが10事業者ございます。これについては町独自で一律15万円を支給しようということで、合わせて33事業者には今回の支援をしていくことにしております。

ただ、今、片岡智準議員からお話がありましたように、今回の新型コロナウイルスによっては、いろんな事業者の皆さん方が非常に大きな影響を受けておられると思っています。これについては、町としても何らかの事業の存続の支援、こういったものができないか、我々も検討しております、状況に応じた支援を考えていきたいなと思っております、これについての支援についても、県、国にもそういった要請もしておるところでございます。そういったことも取り組みながら、町としても何らかの形を考えていきたいと思っております、今現在、検討をいたしておるところでございまして、また今後、また議会の皆さん方にもそういった点でご協力をいただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 ほかに質疑はございせんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第36号の質疑を終結します。

日程第17、これより討論・採決を行います。

報告第2号、専決処分報告について（令和元年度地方創生道整備推進交付金事業 町道寺村大板線改良工事）は、地方自治法第180条の規定による報告でありますので、報告

のみといたします。

報告第3号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって、報告第3号、専決処分の報告について(仁淀川町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例)は原案どおり認定されました。

報告第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって、報告第4号、専決処分の報告について(仁淀川町介護保険条例の一部を改正する条例)は原案どおり認定されました。

報告第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって、報告第5号、専決処分の報告について(仁淀川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)は原案どおり認定されました。

報告第6号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めま

す。

全員賛成であります。よって、報告第6号、専決処分の報告について（仁淀川町税条例等の一部を改正する条例）は原案どおり認定されました。

報告第7号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって、報告第7号、専決処分の報告について（令和元年度仁淀川町一般会計補正予算（第6号））は原案どおり認定されました。

報告第8号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって、報告第8号、専決処分の報告について（令和元年度仁淀川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号））は原案どおり認定されました。

報告第9号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって、報告第9号、専決処分の報告について（令和元年度仁淀川町国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定補正予算（第3号））は原案どおり認定されました。

報告第10号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって、報告第10号、専決処分の報告について（令和元年度仁淀川町介護保険特別会計補正予算（第3号））は原案どおり認定されました。

報告第11号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって、報告第11号、専決処分の報告について（令和2年度仁淀川町一般会計補正予算（第1号））は原案どおり認定されました。

議案第35号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって、議案第35号、仁淀川町税条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

議案第36号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって、議案第36号、令和2年度仁淀川町一般会計補正予算（第2号）については原案どおり可決されました。

暫時休憩にします。

午前11時46分 休憩

午前11時47分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。令和2年第3回仁淀川町議会臨時会を閉会いたします。

午前11時48分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

仁淀川町議会議長

仁淀川町議会議員

仁淀川町議会議員